

役 員 名 簿

令和1年6月22日

番号	区分	氏名	就任年月日	任期	郵便番号	住所	職業・役職
		生年月日	任期満了日		電話番号		
1	理事	林 一枝	R1.6.22	2年	930-0873	富山市金屋3827-7	医師
		S47.3.15	法第45条		444-6210		
2	理事	林 次郎	R1.6.22	2年	930-0876	富山市金屋3827-7	はやしクリニック院長
		S43.1.31	法第45条		444-6210		
3	理事	坪内奈津子	R1.6.22	2年	930-8044	富山市太田南町72-5	特別養護老人ホーム梨雲苑 施設長
		S26.8.9	法第45条		424-0131		
4	理事	黒畑純子	R1.6.22	2年	930-0881	富山市安養坊357-7	特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆう 看護師長
		S34.7.17	法第45条		432-9019		
5	理事	朝野真紀子	R1.6.22	2年	930-0951	富山市経堂1丁目162-1	特別養護老人ホーム梨雲苑ゆうゆう 施設長
		S45.10.7	法第45条		422-5490		
6	理事	田村洋志	R1.6.22	2年	932-0046	小矢部市観音町3-12	梨雲苑デイサービスセンター 副センター長
		S50.11.27	法第45条		0766-67-1722		
1	監事	中林 伸男	R1.6.22	2年	930-0104	富山市北代新260	前富山県薬剤師連盟会長
		S5.6.11	法第45条		436-0198		公益社団法人 富山県善意銀行 監事
2	監事	土田 弘	R1.6.22	2年	930-0142	富山市吉作470	前呉羽地区長寿会連合会会長
		S8.10.10	法第45条		436-6823		
1	評議員	川岸 利光	R1.6.22	4年	933-0039	高岡市大手町8-31	沢田記念高岡整志会病院理事長院長
		S22.9.16	法第41条第1項		0766-22-2468		日本腰痛学会理事
2	評議員	八木 光久	H29.4.1	4年	930-0036	富山市清水町3-1-20	前富山県立山博物館館長
		S6.1.24	法第41条第1項		423-5494		前学校法人 清水町幼稚園 理事長
3	評議員	坂倉 ナミ	H29.4.1	4年	930-0846	富山市奥井町19-20-510	前西能病院看護部長
		S2.9.25	法第41条第1項		432-9398		前社団法人富山県看護協会会長
4	評議員	梶野 守雄	H29.4.1	4年	930-0077	富山市磯部町1丁目1-27	富山縣護國神社宮司
		S19.10.5	法第41条第1項		421-6957		富山市保護司会理事
5	評議員	庄司 正憲	H29.4.1	4年	930-0173	富山市野口1227	前寒江自治振興会副会長
		S9.11.17	法第41条第1項		436-0804		
6	評議員	村藤 政雄	H29.4.1	4年	930-0152	富山市杉谷356	前古沢自治振興会長/呉羽山に本社を呼ぶ会会長
		S2.2.22	法第41条第1項		434-2178		呉羽南部企業団地連絡協議会会長
7	評議員	吉田 良一	H29.4.1	4年	930-0142	富山市吉作983	社会福祉法人 めひの野園 理事
		S11.5.20	法第41条第1項		436-5086		前呉羽地区自治振興会会長
8	評議員	杉田 正治	H29.4.1	4年	939-8006	富山市山室168-7	(株)七越社長
		S18.5.20	法第41条第1項		421-1130		前社会福祉法人 事務職
9	評議員	谷井 光昭	H29.4.1	4年	930-0136	富山市呉羽町3555	呉羽地区自治振興会会長
		S13.10.14	法第41条第1項		436-6683		富山市自治振興会連絡協議会会長
10	評議員	高山礼子	H29.4.1	4年	930-0165	富山市西押川2270	富山県民生委員児童委員協議会副会長
		S23.11.24	法第41条第1項		436-5074		富山市民生委員児童委員協議会副会長
11	評議員	浦田 清隆	H29.4.1	4年	930-0106	富山市高木1236	浦田精工所代表/射水平野土地改良区理事
		S.18.11.21	法第41条第1項		436-5264		前呉羽地区自治振興会副会長
1	顧問	野上浩太郎	H30.12.25	4年	930-8072	富山市堀川町444-2	参議院議員
		S42.5.20	法第41条第1項に準ずる		422-5000		内閣官房副長官
2	顧問	田畑 裕明	H30.12.25	4年	930-0103	富山市北代4412	衆議院議員
		S.48.1.2	法第41条第1項に準ずる		434-1311		

法第41条第1項

選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

法第45条

選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。